

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・	5
道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づく聴聞の実施について(有限会社井田自動車整備工場)	・・・	6

公 示

25C01号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年7月3日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	25C01
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	中田商会 株式会社
対象となる路線	事案番号 25C01-1 埼玉県久喜市西大輪726 埼玉県久喜市西大輪3丁目10番1 0.23キ口 事案番号 25C01-2 埼玉県久喜市西大輪3丁目1番5 埼玉県久喜市本町6丁目14番地 2.0キ口 事案番号 25C01-3 埼玉県久喜市久喜本字大浦833番4 埼玉県久喜市久喜本字大浦871番10 0.1キ口 事案番号 25C01-4 埼玉県久喜市野久喜字香取871番35 埼玉県久喜市野久喜字香取899番3 0.23キ口 事案番号 25C01-5 埼玉県久喜市上内字間之道4番地 埼玉県久喜市上内字間之道159番地1 0.17キ口 事案番号 25C01-6 埼玉県久喜市上内字間之道159番地1 埼玉県久喜市久本寺字新田213番地4 0.08キ口 事案番号 25C01-7 埼玉県久喜市久本寺字新田213番地4 埼玉県久喜市久本寺字新田213番地4 0.6キ口

	事案番号 25C01-8 埼玉県久喜市久喜本833番地 埼玉県久喜市野久喜805番地1 0.1キロ
休止の予定日	令和7年12月1日
予定する休止の期間	令和7年12月1日～令和8年11月30日
休止を必要とする理由	コロナによる緊急事態宣言の発令等で著しく利用者が減少した。緊急事態宣言解除後も利用者が回復せず、昨今の燃料費・車両維持費・人件費の高騰、及びバス乗務員の不足の影響もあり、路線を休止することとした。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年7月3日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B12号 菊池 美子

1. 令和7年6月13日
2. 相模・鎌倉地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を10分に短縮する。

(ア) 普通車 下限運賃

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名
道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について
2. 事業者の氏名又は名称及び住所
有限会社井田自動車整備工場
代表取締役 井田 武
埼玉県深谷市大字内ヶ島780番地1
3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
有限会社井田自動車整備工場
埼玉県深谷市大字内ヶ島780番地1
認証番号 第4-2117号
指定番号 東指第4-391号
4. 期 日
令和7年7月11日（金） 13時00分
5. 場 所
関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階
6. 理 由
道路運送車両法第91条の3、同法第94条の3第1項、第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の6第1項、及び第99条の2の規定違反

令和7年6月23日

関東運輸局長
藤田 礼子